

令和6年10月31日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期限
広-I-014	防衛省ホームページのウェブアクセシビリティ 検証に関する役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和6年11月29日（金）10：45
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
（4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（6）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. そ の 他
（1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（4）この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和6年11月15日（金）12：00までに提出しなければならない。
（5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年11月27日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
（6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
（7）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線 20824

仕 様 書

件名	防衛省ホームページのウェブアクセシビリティ検証に関する役務	作成年月日	2024 年 10 月 4 日
		作成課	大臣官房広報課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省ホームページ（以下「防衛省HP」という。）のウェブアクセシビリティ検証に関する役務（以下「本役務」という。）について適用する。

なお、本役務における防衛省HPとは、<https://www.mod.go.jp>のうち以下のサイト等を除いたものとする。

機 関	U R L
統合幕僚監部	https://www.mod.go.jp/js/
陸 上 自 衛 隊	https://www.mod.go.jp/gsdf/
海 上 自 衛 隊	https://www.mod.go.jp/msdf/
航 空 自 衛 隊	https://www.mod.go.jp/asdf/
情 報 本 部	https://www.mod.go.jp/dih/
地 方 防 衛 局	https://www.mod.go.jp/rdb/
防 衛 大 学 校	https://www.mod.go.jp/nda/
防衛医科大学校	https://www.mod.go.jp/ndmc/
防衛監察本部	https://www.mod.go.jp/igo/
地方協力本部	https://www.mod.go.jp/pco/
防 衛 装 備 庁	https://www.mod.go.jp/atla/

1.2 適用基準

本役務を実行するにあたっては、以下の文書等に規定する基準に沿って行うものとし、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

- 「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」（2019 年（平成 31 年）4 月 18 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
- 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省，2024 年度版）
- 日本産業規格（JIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針」）
- 「ウェブアクセシビリティ基盤委員会」が規定する基準
- ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック（デジタル庁，2024 年 3 月 29 日版）
- 防衛省ウェブアクセシビリティ方針

2 本役務の要求事項

本役務は、防衛省HPのウェブアクセシビリティのさらなる向上を目的として、適用基準に基づく適合レベルA及びAA準拠を目標に検査を実施するものである。

2.1 体制表及び工程表の提出

本役務に係る体制表及び工程表について、契約後 1 週間以内に提出し、官側の了承を得ること。

2.2 契約相手方に対する要件

- a) 契約相手方は、1万ページ以上（HTML ファイルで作成されたページ）で構成される日本国内の官公庁、独立行政法人、自治体又は一般企業等のいずれかのホームページについて、ウェブアクセシビリティの日本産業規格「JIS X8341-3:2016」及び「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を踏まえた検証を行った実績（複数回）を有すること。
- b) 契約相手方は、日本国内の官公庁、独立行政法人、自治体又は一般企業等のいずれかのホームページにおいて、日本産業規格「JIS X8341-3:2016」に基づく適合レベルAAでの検査実績（複数回）を持つ技術者を有し、かつ、その技術者を本役務に従事させることが可能であり、現在も有効な検査可能な体制を有していること。
- c) 契約相手方は、ISMS、「ISO27001」認証取得組織若しくはプライバシーマーク付与事業者又はいずれかの認定と同等以上の対策を有する部門または、同内容を有する事業者と連携した体制をとれること。

2.3 本役務の内容

a) ウェブアクセシビリティ検証

現在公開中の防衛省HPから合計で40ページ程度を対象として、目視・操作の検査や判断を含めた詳細な確認を実施すること。その際、官側が提示するページ（災害時の緊急情報を伝えるページ、閲覧数が多いページ等）のほか、無作為（ランダム）にページを選定して、検査前に官側の了承を得ること。

b) 問題箇所の把握・修正

a)で実施した検証結果をもとに、問題箇所（適合レベルA及びAA準拠において達成基準を満たさない箇所）を分析・分類して、「改善修正作業報告書」に整理すること。なお、分析・分類の細部は次による。

1) 即修正する箇所

契約相手方において具体的なソースコードの修正案を提示すること。（公開用の環境でのテスト及び公開用サーバへの更新は、官側において実施する。）

2) 修正の対応を保留する箇所

原盤が存在せず修正できない動画や、他サイトとの共有部分であり官側の管理所掌外であるコンテンツなど、やむを得ない事情により修正が出来ないものとし、官側と協議の上決定すること。

c) 再検査

b)の修正案をもとに官側が修正した箇所に対し、基準を達成するまで再検査を行うこと。

d) チェックリストの作成

ページ毎に達成基準チェックリスト及び実装チェックリストを作成すること。

e) サポート

試験結果を踏まえ修正するにあたって、ウェブアクセシビリティ対応作業に関する問い合わせと修正に対する質問対応等のサポートを行うこと。

なお、試験結果について、適合レベルA、AAまた、それらを構成する達成基準別に、問題のあるページ数、箇所数を示す総括レポートを作成すること。

なお、ウェブ及びアクセシビリティの専門的知識を有していない者による閲覧等を想定し、読み方や用語集を付ける等の専門的知識がなくとも理解できるよう配慮した内容とすること。

2.4 検査証明書

本役務終了後、検査証明書を官側に提出すること。

2.5 提出書類

契約相手方は、表 1 に示す提出書類を官側に提出するものとし、電子データについては、Microsoft Word, Excel, PowerPoint (バージョン 2016) で閲覧、編集、保存ができるファイル形式で納品すること。番号 4～6 については防衛省 HP に掲載可能なファイル形式 (HTML 版) も併せて作成すること。

表 1 提出書類

番号	名称	部数	形式	提出時期	提出場所
1	体制表	1	電子 データ	契約後, 1 週間以 内メール送付	大臣官房 広報課
2	工程表	1			
3	改善修正作業報告書	1		検 査 及 び 再 検 査 終了後, 速やかに	
4	達成基準チェックリスト	1			
5	実装チェックリスト	1			
6	検査証明書	1			

3 検収

大臣官房広報課支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

4 納入期限

2025 年 3 月 31 日 (月)

5 秘密保全

本役務の履行にあたり知り得た事項及び個人情報については、本役務を実施する目的以外に使用してはならず、守秘義務を負い、その効力は、本役務終了後も継続するものとする。

6 その他

- 契約相手方は、本役務の実施に必要な官側が保有する資料等について、細部を協議の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。ただし、本役務終了後、契約相手方は速やかに返却すること。
- 契約相手方は、事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために官側と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、作業の方針、内容等に疑義が生じた場合は、その都度、官側と十分に協議の上対処するものとする。ただし、十分な協議によっても解決できないような問題が生起した場合に限り、官側は契約相手方の作業体制の変更 (専従者の変更を含む。) を求めることができるものとする。
- 本役務の成果物及び著作権は、官側に帰属するものとする。
- 調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、支出負担行為担当官等と協議するものとする。

適 合 条 件

1 条 件

- (1) 1万ページ以上（HTML ファイルで作成されたページ）で構成される日本国内の官公庁，独立行政法人，自治体又は一般企業等のいずれかのホームページについて，ウェブアクセシビリティの日本産業規格「**JIS X8341-3:2016**」及び「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を踏まえた検証を行った実績（複数回）を有すること。
- (2) 日本国内の官公庁，独立行政法人，自治体又は一般企業等のいずれかのホームページにおいて，日本産業規格「**JIS X8341-3:2016**」に基づく適合レベルAAでの検査実績（複数回）を持つ技術者を有し，かつ，その技術者を本業務に従事させることが可能であり，現在も有効な検査可能な体制を有していること。
- (3) ISMS,「ISO27001」認証取得組織若しくはプライバシーマーク付与事業者又はいずれかの認定と同等以上の対策を有する部門または，同内容を有する事業者と連携した体制をとれること。

2 提出書類

上記1の条件を満たしていることが分かる資料
（仕様書，契約書等の写しを添えること。様式は任意）

3 提出部数

1 部

4 提出期限

令和6年11月15日（金）12：00まで

- (1) 虚偽がないものとする。
- (2) 書類提出後，官側から細部補足資料を求める場合がある。
- (3) 提出書類に関する問い合わせは，提出期限の前日の18時15分までとする。

5 その他

細部については，仕様書の内容を確認すること。